

国民健康保険

- 高齢受給者証を送付
- 国保税の年金からの特別徴収
- 解雇・倒産による離職者や被災者の国保税を軽減
- はり・きゆう・マッサージの受療券を交付



4月1日から使う

国保の高齢受給者証を
お送りします

国民健康保険高齢受給者証	
交付年月日 年 月 日	
番号	
世帯主住所	
氏名	
氏名	
生年月日	年 月 日
一部負担金の割合	
発給期日	年 月 日
有効期限	年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	秋田県 秋田 国民年金課 018(066)20098

高齢受給者証

国民健康保険に加入している70歳〜74歳のかたで、市が交付している「国民健康保険高齢受給者証」をす
でにお持ちのかたに、4月1日(日)か

国保税の年金からの
引き落とし(特別徴収)

「世帯主が65歳になり、国保の加入者全員が65歳以上になった」など、一定の条件に該当する世帯は、4月の年金から国民健康保険税の特別徴収(年金から引き落とし)が始まります。特別徴収の対象となるかたに、「平成24年度国民健康保険税仮徴収額決定通知書兼 特別徴収開始通知書」を2月中旬にお送りしましたのでご確認ください。

なお、すでに特別徴収の対象になっているかた(平成24年度中に75歳になるかたを除く)は、原則として、今年2月に引き落とされた国保税と同じ額が4月・6月・8月に引き落としになります。

*特別徴収の対象のかたで、国保税の減免を受けようとするかたは、年金支払日の7日前までに減免申請が必要です。申請方法など、詳しくは国保年金課賦課担当へお問い合わせください。

申請期限の例：平成24年4月の年金の場合は4月13日(金)が支払日です。7日前の4月6日(金)までに減免申請が必要です。

問い合わせ 国保年金課賦課担当
☎(0666)20099

解雇・倒産による離職者や被災者の国保税を軽減します



国保税の軽減は賦課担当へどうぞ

● 解雇や倒産などにより
離職したかた

次の①〜④をすべて満たすかたの国保税を軽減します。

① 以前から秋田市国民健康保険に加入している、または離職により新たに加入する

② 離職日の翌日時点で65歳未満

③ 平成21年3月31日以降に離職した

④ 雇用保険受給資格者証の交付を受け、その離職理由が、雇用保険法

で定める「特定受給資格者(解雇、倒産など)」か「特定理由離職者(病気、出産、育児など)」に該当する

*雇用保険受給資格者証について詳しくは、ハローワーク秋田へお問い合わせを。☎(864)4111

軽減内容 平成22年度以降で離職日



国保の手続き こんなときは 14日以内に 届け出を

*届け出に必要なものは右表のとおりです。なお、印鑑が必要な場合もありますのでできるだけお持ちください。

- 印…必ずお持ちください。
- 印…あるかたはお持ちください。

※同じ世帯に国民健康保険の高齢受給者証をお持ちのかたがいる場合は一緒にお持ちください。

*届け出が遅れると、さかのぼって課税される場合や、国保で負担した保険給付費を返していただく場合があります。

届出場所

国保年金課(市役所議場棟1階)、市民課(市役所本庁1階)、北部・西部・河辺・雄和市民サービスセンター、アルヴェ駅前サービスセンター、岩見三内・大正寺連絡所

加入	他の市区町村から転入した	●国民健康保険の被保険者証(全員分)
	他の健康保険をやめた	●加入していた健康保険の資格喪失証明書 ●国民健康保険の被保険者証(全員分) ●各種医療費受給者証 ●厚生(共済)年金証書
	生活保護を受けなくなった	●生活保護受給証明書 ●各種医療費受給者証 ●国民健康保険の被保険者証(全員分)
	子どもが生まれた	●国民健康保険の被保険者証(届出者分) ●世帯主の口座番号がわかるもの
脱退	他の市区町村へ転出する	●国民健康保険の被保険者証(全員分)
	他の健康保険に入った	●国民健康保険の被保険者証(全員分) ●職場の新しい被保険者証(カード型の場合は全員分) ●各種医療費受給者証
	生活保護を受けることになった	●国民健康保険の被保険者証(全員分) ●生活保護受給証明書 ●各種医療費受給者証
	被保険者が死亡した	●国民健康保険の被保険者証(全員分) ●葬祭を行ったかたの口座番号がわかるもの
その他	退職者医療制度に該当する	●国民健康保険の被保険者証(全員分) ●厚生(共済)年金証書
	住所、世帯主、氏名が変わった	●国民健康保険の被保険者証(全員分)
	国保の被保険者証を紛失・破損した	●身分証明書 ●破損した被保険者証
	修学のため、他の市区町村へ居住する	●国民健康保険の被保険者証(居住するかた) ●在学証明書(申請年度に発行されたもの)
	倒産や解雇により離職した	●雇用保険受給資格者証 ●扶養家族がいるかたはこれまで加入していた健康保険の資格喪失証明書 ●各種医療費受給者証

の翌日が属する年度とその翌年度において、「前年中の給与所得」を本来の金額の30割として国保税額を計算します。

申請手続き 世帯主(家族の代理可)

のかたが、軽減対象者の雇用保険受給資格者証(同時に秋田市国民健康保険に加入するかたは、加入していた健康保険の資格喪失証明書も)を持って、国保年金課3番窓口(市役所議場棟1階)、北部・西部・河辺・雄和市民サービスセンター、アルヴェ駅前サービスセンター、岩見三内・大正寺連絡所へ
*すでに申請したかたは改めて申請する必要はありません。

●震災で被災されたかた

東日本大震災で被災されたかたが秋田市に転入し、秋田市国民健康保険に加入した場合、申請により国保税が減免になります。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

なお、今年度中に減免申請したかたには、あらかじめ減額した額を記載した「平成24年度納税通知書」を6月末頃にお送りする予定です。改めて申請する必要はありません。

問い合わせ

国保年金課賦課担当
☎(0866)20699



はり・きゅう・マッサージの
受療券を交付します

秋田市国民健康保険に加入している次の対象のかたが4月から使える「はり・きゅう・マッサージの受療券(1回につき800円を助成する券)」を交付します。

対象 申請時に55歳〜74歳で、申請前の国保税を完納しているかた

交付枚数 20枚綴りを1人2冊まで(1回の申請につき1冊を交付)

申請手続き 受療券の申請は3月22日(木)から受け付けます。国民健康保険被保険者証を持って、国保年金課4番窓口(市役所議場棟1階)、北部・西部・河辺・雄和市民サービスセンター、アルヴェ駅前サービスセンター、岩見三内・大正寺連絡所へ

問い合わせ

国保年金課給付担当
☎(0866)20698